

令和3年4月20日開会
令和3年4月20日閉会

第750回湯川村農業委員会
定例総会会議録

湯川村農業委員会

第 7 5 0 回湯川村農業委員会会議録

第 7 5 0 回湯川村農業委員会定例総会を令和 3 年 4 月 2 0 日湯川村役場会議室に召集した。

1. 出席農業委員（8人）・出席推進委員（7人）

1 番	鈴木光雄	2 番	小沼幸子
3 番	齋藤真助	4 番	星正大
5 番	鴻巣重人	6 番	佐藤敬一
7 番	兼子房男	8 番	津村榮喜
9 番	渡部正美	10 番	兼子力
11 番	佐藤孝志	12 番	山口栄子
13 番	武藤喜久子	14 番	中島和裕
15 番	大場忠重		

2. 欠席農業委員（0人）・欠席推進委員（0人）

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 坂内真隆 石田弘恵

4. 本日の会議の案件

議案第 1 3 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

議案第 1 4 号 農用地利用配分計画（案）の検討について

5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

議 長 皆さん、おはようございます。今年は例年になく桜の開花も早く花も散ってしまいましたが、水稻におきましては先週あたりが播種のピークであったかと思えます。村の人事異動によりまして担当が変わりましたので事務局より挨拶をお願いいたします。

事 務 局 4 月 1 日付の人事異動によりまして、教育委員会社会教育係から農業委員会事務局に参りました石田弘恵と申します。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 本日の出席状況でございますが、農業委員、農地利用最適化推進委員全員出席でございます。農業委員 8 名中 8 名が出席しておりますので本日の会議は成立しております。只今より第 7 5 0 回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議 長 日程第 1、会期の決定についてをお諮りいたします。

3 番委員 会期は本日一日限りとしたいと思えます。

議 長 只今3番委員から「会期を本日1日限りとする。」提案がありました。ご異議
ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認め、会期を本日一日限りといたします。

議 長 日程第2、会議録署名人の決定についてをお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議 長 議長一任ということですので、私の方から指名をさせていただきます。本日の
会議録署名人に8番委員と4番委員の両名をお願いいたします。

議 長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議 長 これで会務の報告を終わります。

議 長 日程第4、議案第13号、農用地利用集積計画の決定(利用権設定)について、
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事務局 それでは、2ページをお開きください。議案第13号、農用地利用集積計画の
決定について(利用権設定)を議案書2ページにより朗読。3ページからの案
件、新規4件、再設定6件、中間管理機構に貸し付ける案件新規5件、中間管
理機構から借り受ける案件8件、合計23件について説明。最後に農業経営基
盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えの旨を述べた。

議 長 議案第13号整理番号1番につきましては、5番委員が借受人となっている事
案でありますので、先行して審議・採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ござ
いませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。それでは先に整理番号1番について審議・採決を行
います。借受人であります5番委員には、農業委員会法第31条の規定に基づ
く「議事参与の制限」により、退席をお願いします。

議 長 これより整理番号1番に対しまして担当委員から補足説明があればお願いい
たします。

議 長 これより整理番号1番に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 ないですか。よろしいでしょうか。質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思
います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 質疑を打ち切ります。これより意見を徴します。

9番委員 議案第13号、整理番号1番、農用地利用集積計画の決定について意見を述べ
ます。いずれも事実と相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に
合致しているので、原案のとおり決定したいと思います。

議 長 これより議案第13号、整理番号1番を採決したいと思います。ご異議ござ
いませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第13号、整理番号1番農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決いたします。

議 長 議案第13号、整理番号1番農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 5番委員の入室を許可します。

議 長 続きまして、議案第13号受付コード69番につきましては、10番委員が借受人となっている事案でありますので、先行して審議・採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。借受人であります10番委員には、農業委員会法第31条の規定に基づく「議事参与の制限」により退席をお願いします。

議 長 これより受付コード69番に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

議 長 これより受付コード69番に対する質疑に入ります。
質疑ございませんか。

議 長 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 質疑を打ち切ります。これより意見を徴します。

9番委員 議案第13号、受付コード69番の農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも事実と相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致しているので、原案のとおり決定したいと思います。

議 長 これより議案第13号、受付コード69番を採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第13号、受付コード69番農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決いたします。

議 長 議案第13号、受付コード69番農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 10番委員の入室を許可します。

議 長 続きまして、議案第13号受付コード71番については、私が借受人となっている事案であります。農業委員会法第31条「議事参与の制限」にあたりますので、議長を職務代理者をお願いいたしまして退席いたします。

(議長交代)

職務代理 それでは、議長を交代して進めさせていただきます。

職務代理 これより受付番号71番に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

職務代理 これより受付コード71番に対する質疑に入ります。
質疑ございませんか。

職務代理 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

職務代理 質疑を打ち切ります。これより意見を徴します。

9番委員 議案第13号、受付コード71番の農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも事実と相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致しているため、原案のとおり決定したいと思います。

職務代理 これより議案第13号、受付コード71番を採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

職務代理 ご異議なしと認めます。これより議案第13号、受付コード71番農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決いたします。

職務代理 議案第13号、受付コード71番農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

職務代理 鈴木光雄委員の入室を許可します。議長を交代いたします。

(議長交代)

議長 それでは再開いたします。

続きまして、議案第13号整理番号1番、受付コード69番・71番以外に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

2番委員 受付コード59番については、基盤整備の時、端数が出て現状が一枚の田になっている農地であり継続して耕作されていますので特段問題ありません。

議長 それではこれより整理番号1番、受付コード69番・71番以外に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 質疑を打ち切ります。これより意見を徴します。

9番委員 議案第13号、整理番号1番、受付コード69番・71番以外の農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも事実と相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致しているため、原案のとおり決定したいと思います。

議長 これより議案第13号、整理番号1番、受付コード69番・71番以外を採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第13号、整理番号1番、受付コード69番・71番以外の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決いたします。

議長 議案第13号、整理番号1番、受付コード69番・71番以外の農用地利用集

積計画の決定について（利用権設定）を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第4、議案第14号、農用地利用配分計画案の検討について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案35ページを朗読。36ページをお開きください。
湯川村長からの意見を求める旨の照会の文書の写しを添付してございます。こちらについては議案第13号で説明させていただきましたので説明は割愛いたしますが、農地中間管理機構から借り受ける方8名の農業経営の状況につきましては、40ページのとおりでございまして認定農業者、また人・農地プランの中心経営体になっております、なお5番の借受人の機械の所有状況でコンバインは所有しておりませんが、刈取につきましては、作業委託で実施しており特段問題なく農業経営を行っております。議案第14号の説明は以上です。

議長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番委員 農地利用調整会議には、湯川ファームにも声がかかるのですか。

事務局 湯川ファームは、村全域にエントリーをしておりますので、かかる場合もあります、優先順位がありますのでまずは、地区の中でエントリーされている方に借り受ける希望があればそちらに配分になりますが、集落内や隣接耕作者に借り受け希望がなければ、湯川ファームに配分が行く場合もあります。

事務局長 湯川ファームも立ち上げて3年目になりますが、担い手の一つとしてしっかりと経営をしていかなくてはいけないので、配分に入らして頂きたいと考えておりますので十分調整して協議頂いて決定して頂きたいと村としては考えているところです。

2番委員 村の農業ビジョンを読みますと、現在湯川ファームは、7百万円の赤字であり5年後のビジョンには黒字に転じる計画になっておりますが、湯川ファームが配分に入らないとそうゆう数字だけ出しても、結局は、村が財政負担を強いられると思いますので、1日でも早く、2番手3番手ではなく第一線に入れていただいて黒字になるように事業計画をしていくのが大事じゃないかと思っております。

事務局 農地中間管理事業は、法律に基づき実施しており、地域内の分散した農用地をまとまりのある形で担い手に貸し付けるものです、また機構が定める配分ルールがありますので、配分ルールに沿った形でやっていく必要があります、地域内の農地を集積・集約した成果に応じて地域に地域集積協力金も交付されますので、湯川ファームに第一番に配分するのは難しいと考えますが、配慮しながらやって行きたいと思っております、ただ配分ルールはございますので、そこはご理解をお願いしたいと思います。

事務局長 湯川ファームは、新しくコンバイン、田植え機、トラクター等購入しており減価償却費が大きく赤字に見える部分もあります、高齢化社会になって担い手も高齢化していく中で、農地を守っていく趣旨に設立されておりますので、経

営状況がどうなんだ等ありますが、これからも地域の中で担い手を下支えする会社として動いて行きながら、十分趣旨を踏まえながら、経営についても頑張っていたいただき事業拡大して行ってだきたいと思ひます。

議 長 他に質疑がなければ、質疑を打ち切りたいと思ひます。ご異議ござひませんか。
(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。

議 長 これより、議案第14号、農用地利用配分計画案の検討についてを採決したいと思ひますが、ご異議ござひませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第14号、農用地利用配分計画案の検討についてを採決いたします。

議 長 本案に対して、「異存がない旨」の意見を付すことに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は、「異存ない旨」の意見を付すことに決定いたしました。

議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第750回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第13号 原案のとおり決定

議案第14号 「異存ない」旨の意見を付すことに決定

議 長 全議事の終了を告げ、令和3年4月20日午前10時3分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和3年4月20日

湯川村農業委員会

会 長

8 番 委 員

4 番 委 員